

混合診療解禁に向けた患者の欲望を満たす新医療ビジネス

梶本修身 大阪外大・保健センター助教授
大阪市大・医学部 客員助教授
株式会社総合医科学研究所 取締役 CSO

少子高齢化と移植、遺伝子治療・再生医療など高度（高額な）先進医療の普及により、今後、健康保険財政はさらに逼迫し、2006年には健康保険法の抜本的改正、2008年には混合診療が原則解禁となることが予想されている。

現在、厚生労働省が進める混合診療案は、日本医師会の圧力などにより、開業医に無関係な先進医療を保険外・患者負担とすることになっているが、このままでは、数千万円かかる心臓移植や数百万円と予想される遺伝子治療・再生医療が保険外となり、「いざというときの健康保険」が機能せず、貧しい人は手術を受けられず死んでしまう事態が危惧される。故に、遠くない将来には、命に関わる高額医療は保険適応として残し、その代わりに、食事療法や運動療法で十分にケアできる生活習慣病や一過性の風邪などを、むしろ保険外・患者負担とすることが考えられる。

そうした中、2020年には医療用医薬品7兆円市場を凌駕するといわれる保険外診療の巨大マーケットの開拓を目指して、すでに大手製薬・食品企業および大手の医療関連産業が次々と医療機関を対象とした新たなビジネスに乗り出している。

保険外診療では、医師は患者自身が喜んで自己負担する医療サービスを提供しなくてはならない。すなわち、老化、疼痛や疲労感などの除去といった安心感、快適性、満足感を得ることのできる医療が、新たな巨大マーケットの主役となる。

そして、保険適応医薬品に代わる医療機関の新たな収入源となるのが、保険適応外の医薬品、特定保健用食品（トクホ）、ドクターズコスメ、そしてメディカルエステなど快適性と満足感を追求した医療サービスである。近い将来、OTC 医薬が医科向けにスイッチされ、医科向け専用パブロンやルルといった風邪治療薬が医療機関で処方されるであろう。初期の生活習慣病においては、グルコシダーゼ阻害作用のあるトクホやACE阻害作用を有するトクホ、疲労に効果のあるトクホなどが医師の手により処方されると考えられる。

混合診療解禁後、医療機関がトクホやOTCからの保険適応外医薬を処方・販売するメリットは非常に大きい。医療用医薬品に比して利益幅が大きいこと、薬剤師が不要なこと、患者が定期的に来院するようになり処方代だけでなく診療報酬を得ることができることなどがあげられる。また、販売企業においては、定価販売が維持でき、さらに権威付けにより高付加価値を提供できるメリットがある。さらに、患者においては、説明を医師から受けることが出来るだけでなく、その効果（たとえば血糖やコレステロール値の変化）および肝機能障害などの副作用のチェックも容易となる。これは化粧品やメディカルエステ用の医療機器においても同様である。

本セミナーでは、10年先の医療をシミュレーションし、5年先の医療マーケットを創造する医薬・トクホ・医療機器の開発戦略について解説する。

セミナー内容に関するご質問・問合せ先 kajimoto@soiken.com